

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年8月まで
私は、昭和35年10月頃に親に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、36年4月から、私と母の二人分の国民年金保険料を父が地区の集金会で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年10月頃に親に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、36年4月から私と母の二人分の国民年金保険料を納付していた。」旨主張しているところ、申立人及び申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和35年11月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人の母親のオンライン記録によると、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、「私と母の二人分の国民年金保険料を父が地区の集金会で納付していた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、申立人と同時期に国民年金に加入した申立人と同じ地区に居住していた者（申立人を含め26人のうち記録の確認できない3人を除く。）は、申立期間に係る国民年金保険料を納付あるいは免除されていることが確認でき、申立人の居住していた地区の納付意識の高さがうかがえることからすると、申立人の国民年金保険料も申立人の母親と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料が100円と200円の2種類あったことを記憶している。」旨主張しているところ、申立期間当時の国民年金保険料額は、申立人の母親は月額150円、申立人は月額100円であり、申立人の主張とおおむね一致することから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から6年3月まで

私は、平成4年11月に事業所を退職した後、国民年金に加入しないといけないと思い、市役所で妻の国民年金種別変更手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年11月に事業所を退職した後、妻の国民年金種別変更手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行った。」旨主張しているところ、申立人の妻のオンライン記録から、申立人の妻は、平成5年8月に4年11月21日付けで国民年金の第1号被保険者資格種別変更手続きを行っていることが確認できる一方、申立人のオンライン記録によると、申立人は基礎年金番号付番（平成9年1月1日）以降に8年7月23日を資格取得日として国民年金に加入していることが確認でき、申立人が主張する夫婦同時に国民年金への加入手続きをした形跡は見受けられない。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、父の勧めで国民年金に加入し、結婚後も未納がないように納付していた。国民年金の任意加入の喪失手続をした記憶はなく、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の任意加入の喪失手続をした記憶はない。」旨主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していたA町の国民年金被保険者名簿には、「資格喪失日：58.7.1」の記載が確認できる上、申立人が所持する昭和50年3月18日発行の国民年金手帳にも「資格喪失：昭和58年7月1日」の記載が確認でき、これらの資格喪失日は申立人のオンライン記録とも一致していることから、行政側の記録に齟齬は見られない。

また、戸籍の附票から、申立人は申立期間において、上記資格喪失後、昭和60年4月1日にA町からB市へ転居していることが確認できるところ、i) 申立期間のうち、A町に居住していた期間については、前述の被保険者名簿から申立人は国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していること、ii) 申立期間のうち、B市に転居後の期間については、同市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡は見当たらず、申立人が国民年金への任意加入手続を行ったことが確認できないことなどから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であったと考えられ、同町及び同市において、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無

く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年3月まで
私が大学在学中の平成3年12月から7年3月までの国民年金保険料については、父が免除の申請を行った。申立期間は、兄の国民年金保険料は免除されているのに、私は免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は父が免除の申請を行った。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年*月*日を資格取得日として5年4月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請は、i) 加入手続を行った毎年度ごとに申請を行うこととされていたこと、ii) 免除の申請があった日の属する月の前月を免除開始月とされていたことから、当該払出時点では、申立期間の大部分（平成5年3月を除く。）の国民年金保険料については、制度上、免除申請することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間は、兄の国民年金保険料は免除されているのに、私は免除されていないことに納得できない。」旨主張しているところ、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立人の兄の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成3年4月1日を資格取得日として同年4月頃に払い出されていることが確認でき、申立人の兄は、当該手帳記号番号の払出しにより同年4月以降の国民年金保険料を免除申請していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料（家計簿、国民年金保険料免除申請承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで

私がA事業所を退職した昭和54年4月頃に、妻が旧B町役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も妻が夫婦二人分を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を退職した昭和54年4月頃に妻が旧B町役場で私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人の前後の被保険者記録及び台帳管理簿から、昭和60年2月頃に旧B町で加入手続が行われたことにより54年4月27日を資格取得日として払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた昭和59年度の国民年金保険料は、いったん申請免除期間と記録された後に平成5年1月から追納されていることが確認できる一方、妻に係る旧B町及びC市の国民年金被保険者名簿によると、妻は昭和55年5月19日を資格取得日として国民年金に任意加入し、61年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の「夫婦二人分の保険料を納付した。」との主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は60か月と長期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。